

東京医科歯科大学医学部附属病院総合教育研修センター規則

（平成26年4月1日）
規則第16号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院総合教育研修センター（以下「総合教育研修センター」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 総合教育研修センターは、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく業務、専門医取得にかかる業務及び医学部附属病院における職員研修等の効率的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 総合教育研修センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 卒後臨床研修プログラムの作成及び管理に関すること。
- (2) 研修医及び専攻医の募集及び採用に関すること。
- (3) 各科（部）との連絡調整に関すること。
- (4) 臨床研修病院群等との連絡調整に関すること。
- (5) 研修医・指導医及び研修体制の評価に関すること。
- (6) 本院の卒前教育の調整、支援に関すること。
- (7) 研修医の服務等に関すること。
- (8) その他臨床教育研修に関すること。
- (9) 専門医取得プログラムの作成及び管理に関すること。
- (10) 医療技術職員の教育及び研修に関すること。
- (11) その他教育及び研修に関すること。

（職員及び職務）

第4条 総合教育研修センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 教員
 - (4) その他必要な職員
- 2 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 センター長は、病院長の命を受け、総合教育研修センターの管理運営に当たる。
- 4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

6 その他必要な職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 センター長及び副センター長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

4 センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

(雑則)

第6条 総合教育研修センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。

2 この規則に定めるもののほか、総合教育研修センターの業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学医学部附属病院臨床教育研修センター規則（平成16年規則第124号）は、廃止する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和3年1月29日規則第9号）

この規則は、令和3年1月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。